

# 資料1

## 議員総会説明資料

(平成28年11月定例会)

目 次

	頁
1 平成28年度名古屋港管理組合補正予算(案)の概要-----	1
2 権利の放棄及び和解について-----	10
3 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解)-----	11
4 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解)-----	12
5 平成27年度名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率の報告について-----	13

## 平成28年度名古屋港管理組合補正予算（案）の概要

### 1 予算編成

#### (1) 一般会計

平成28年度11月補正予算については、当初予算成立後に新たに生じた事項で、歳入は、前年度繰越金のほか、行政財産特別使用料、財産貸付収入及び指定管理者からの納付金の増額等を計上した。

歳出は、防災対策として中川口通船門耐震補強工事、中川口ポンプ所補修工事、安全対策として伊勢湾岸自動車道名港潮見インターチェンジ補修工事など緊急的に必要な工事費及び繰上償還に伴う公債費の増額等を計上した。

また、平成27年度指定管理者からの納付金を基金に積立てるため、基金特別会計への繰出金を計上した。

#### (2) 基金特別会計

歳入は、一般会計からの繰入金金の増額等、歳出は、歳入予算補正に対応した各基金への積立金の増額を計上した。

#### (3) 埋立事業会計

収入は、第2貯木場埋立地の土地譲渡納付金の減額を計上した。

### 2 予算規模

区 分	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
	千円	千円	千円
一 般 会 計	28,760,000	984,000	29,744,000
基 金 特 別 会 計	241,500	142,500	384,000
施 設 運 営 事 業 会 計	2,263,000	—	2,263,000
埋 立 事 業 会 計	1,390,000	—	1,390,000
合 計	32,654,500	1,126,500	33,781,000

(注) 施設運営事業会計及び埋立事業会計については、収益的支出及び資本的支出の合計額である。

なお、埋立事業会計については、資本的収入1,035,500千円の減額を計上した。

## 3 一般会計

## (1) 歳入

歳入科目	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の内容
使用料及び手数料 (行政財産特別使用料)	千円 5,507,989 2,442,703	千円 24,084 24,084	千円 5,532,073 2,466,787	千円 土地 24,084
財産収入 (財産貸付収入)	6,507,755 6,245,803	11,837 11,837	6,519,592 6,257,640	普通財産土地貸付収入 土地 11,837
繰越金 (繰越金)	400,000 400,000	765,603 765,603	1,165,603 1,165,603	前年度繰越金 765,603
諸収入 (指定管理者納付金)	2,378,909 64,841	182,476 141,976	2,561,385 206,817	1 ポートビル納付金 8,557 2 水族館納付金 130,673 3 臨港緑地納付金 2,746
(雑収入)	92,072	40,500	132,572	財産処分に係る補助金返還金相当額 40,500
合計	28,760,000	984,000	29,744,000	

## (2) 歳出

歳出科目	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の内容
	千円	千円	千円	千円
港 営 費	2,528,687	139,230	2,667,917	
(文化厚生施設費)	430,950	139,230	570,180	基金特別会計繰出金 139,230
				1 水族館振興基金繰出金 130,673
				2 海事文化振興基金繰出金 8,557
建 設 費	11,408,802	260,846	11,669,648	
(建設総務費)	1,612,960	40,500	1,653,460	財産処分に係る補助金返還金 40,500
(改修費)	2,303,330	158,900	2,462,230	臨港交通施設整備費(単独事業)
				中川口通船門耐震補強 158,900
(施設補修費)	2,838,918	55,400	2,894,318	1 臨港交通施設補修費(単独事業)
				伊勢湾岸自動車道 名港潮見インターチェンジ補修 46,000
				2 荷さばき施設補修費(単独事業)
				金城ふ頭荷さばき地補修 9,400
(環境整備費)	729,694	2,746	732,440	基金特別会計繰出金
				環境振興基金繰出金 2,746
(海岸防災費)	1,197,500	3,300	1,200,800	海岸防災施設維持補修費(単独事業)
				中川口ポンプ所補修 3,300

歳出科目	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の内容
	千円	千円	千円	千円
公債費	11,359,000	583,924	11,942,924	
(元金)	10,068,053	583,924	10,651,977	コンテナ埠頭整備事業転貸債の繰上償還 583,924
合計	28,760,000	984,000	29,744,000	

(3) 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
建設費	整備費	港湾改修（国際拠点）交付金事業費	千円 45,000
		港湾改修（老朽化施設活用）交付金事業費	51,000
		高潮対策交付金事業費	230,600
		中川口ポンプ所補修費	3,300

(4) 債務負担行為補正

事項	期間		限度額		
	補正前	補正後	補正前の額	補正額	補正後の額
大江ふ頭岸壁整備費	—	平成 28～30 年度	千円 —	千円 1,526,000	千円 1,526,000
中川口通船門整備費	平成 29 年度	平成 29 年度	280,000	239,000	519,000
伊勢湾岸自動車道 名港潮見インターチェンジ補修費	—	平成 29～30 年度	—	204,000	204,000
(その他既決分)			2,521,000	—	2,521,000

(注) (その他既決分) には、本庁舎等の建設及び管理運営、名古屋港埠頭株式会社の事業資金借入金に対する損失補償は、含まない。

## 4 特別会計（基金特別会計）

（△印は、減額を示す。）

## (1) 歳入

歳入科目	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の内容
	千円	千円	千円	千円
水族館振興基金収入	95,600	130,743	226,343	
（寄附金）	10	70	80	水族館振興に資する寄附金 70
（他会計繰入金）	25,000	130,673	155,673	一般会計繰入金 130,673
海事文化振興基金収入	139,900	8,557	148,457	
（他会計繰入金）	39,841	8,557	48,398	一般会計繰入金 8,557
環境振興基金収入	6,000	3,200	9,200	
（緑化振興利子及び配当金）	35	△ 23	12	基金運用利子 △ 23
（風力発電利子及び配当金）	34	△ 23	11	基金運用利子 △ 23
（緑化振興寄附金）	10	500	510	緑化振興に資する寄附金 500
（緑化振興他会計繰入金）	—	2,746	2,746	一般会計繰入金 2,746
合計	241,500	142,500	384,000	



## (2) 歳出

歳出科目	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の内容
	千円	千円	千円	千円
水族館振興基金	95,600	130,743	226,343	
(水族館振興基金積立金)	25,128	130,743	155,871	積立金 130,743
海事文化振興基金	139,900	8,557	148,457	
(海事文化振興基金積立金)	39,900	8,557	48,457	積立金 8,557
環境振興基金	6,000	3,200	9,200	
(緑化振興積立金)	55	3,223	3,278	積立金 3,223
(風力発電積立金)	54	△ 23	31	積立金 △ 23
合計	241,500	142,500	384,000	

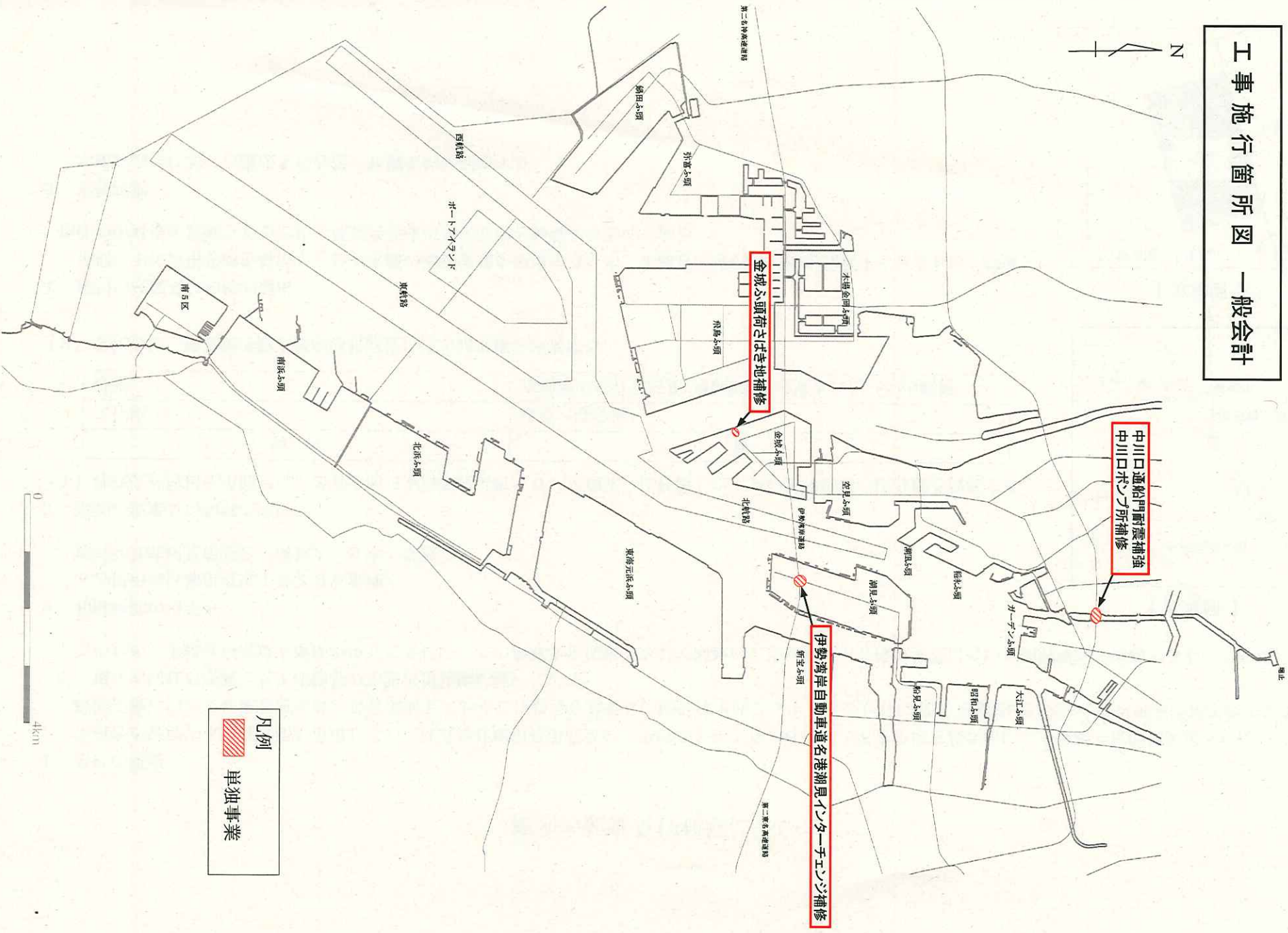
## 5 企業会計（埋立事業会計）

（△印は、減額を示す。）

## （1）資本的収入

収入科目	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の内容
	千円	千円	千円	千円
資本的収入	3,854,000	△ 1,035,500	2,818,500	
（土地売却収入）	2,435,230	△ 1,035,500	1,399,730	第2貯木場埋立地の土地譲渡納付金 △ 1,035,500
合計	3,854,000	△ 1,035,500	2,818,500	

# 工事施行箇所図 一般会計



## 権利の放棄及び和解について

### 1 事件の概要

本組合が管理する公有水面を占有していた株式会社成田兄弟商会は、平成28年1月8日付けで名古屋地方裁判所により破産手続開始決定された。破産手続において破産管財人は、公有水面上にある工作物等を放棄し、同社は平成28年4月20日に破産手続廃止の決定を受け破産手続が終了したが、現在も同社が残置した工作物等の不法占有状態が続いている。

このため、本組合が清算人選任の申立てを行い、この清算人を代表者として同社の工作物等の所有権放棄等について和解契約を締結するものである。

### 2 和解契約の相手方

名古屋市緑区浦里町五丁目206番地

株式会社成田兄弟商会 清算人 江本 泰敏

### 3 権利の放棄及び和解の内容

(1) 株式会社成田兄弟商会は、公有水面（東海市元浜町50-7地先）に残置した下表の工作物等の所有権を放棄する。

物 件	概 要
工作物	栈橋（鉄骨造）
動産	詳細図の公有水面及び栈橋等に残置された一切の動産

(2) 本組合は、残置物件撤去等の原状回復に係る請求権を放棄する。

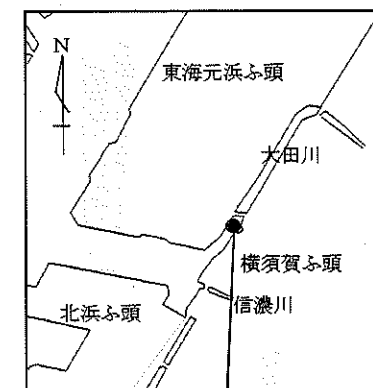
### 4 権利の放棄及び和解の理由

早期に不法占有状態を解消し、公有水面の適正管理を実現するため、本組合の権利の一部を放棄するとともに、残置物件の所有権を放棄させるため、株式会社成田兄弟商会と和解するものである。

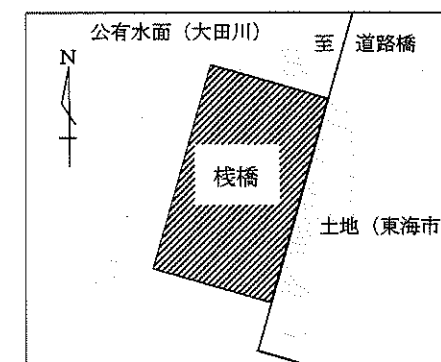
### 5 実施時期

本組合議会における議決を得た後、和解契約を締結する。

【 広域図 】



【 詳細図 】

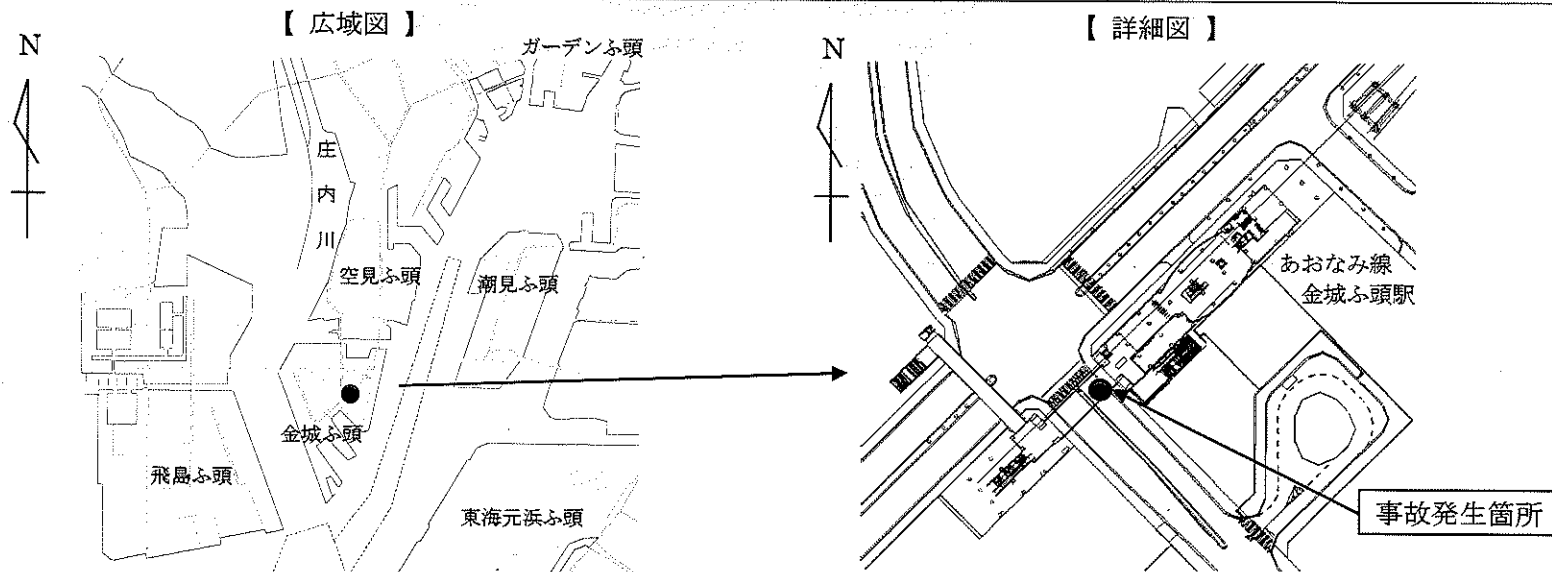


## 専決処分の報告について

### 損害賠償の額の決定及び和解

職員による自動車事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

専決年月日	賠償額	事故の概要	相手方の住所及び氏名
平成28年7月12日	129,294 円	平成28年4月18日、名古屋市港区金城ふ頭三丁目の道路上において、本組合所有の小型貨物自動車は路肩停車中から発進した際、走行中の相手方の小型自動車と接触した。	桑名市東矢田町40 水野 克典

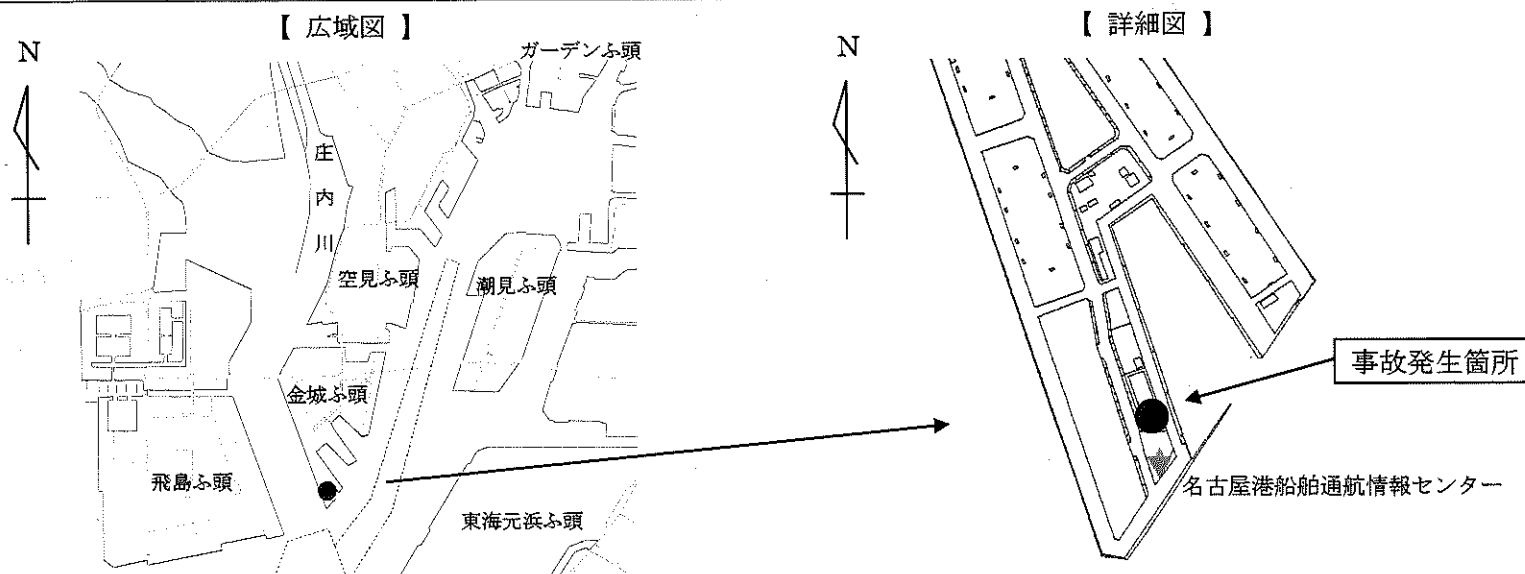


## 専決処分の報告について

### 損害賠償の額の決定及び和解

職員による自動車事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

専決年月日	賠償額	事故の概要	相手方の住所及び氏名
平成28年8月4日	40,024 円	平成28年6月10日、名古屋市港区金城ふ頭三丁目の名古屋港船舶通航情報センター駐車場において、本組合所有の普通貨物自動車が発庫する際、駐車中の相手方の小型貨物自動車と接触した。	名古屋市熱田区桜田町19番18号 東邦総合サービス株式会社 取締役社長 洞口 好範



## 平成27年度名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率の報告について

平成27年度決算に基づく名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

会 計 の 名 称	資 金 不 足 比 率
施 設 運 営 事 業 会 計	— %
埋 立 事 業 会 計	—

### 備考

- 1 資金不足比率の「—」は、資金不足額がないことを示す。
- 2 経営健全化計画の策定が必要となる資金不足比率の経営健全化基準は20%である。

